

東京都男女平等参画審議会運営要綱

平成 12 年 6 月 1 日 12 生女青参第 30 号決定

（目的）

第 1 この要綱は、東京都男女平等参画基本条例（平成 12 年条例第 25 号。以下「条例」という。）第 19 条に基づき、東京都男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 審議会は、学識経験を有する者、都議会議員及び関係団体に属する者のうちから、知事が任命する委員 25 人以内をもって組織する。

（会長の設置及び権限）

第 3 審議会に委員の互選による会長を置く。

2 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（招集）

第 4 審議会は、会長が招集する。

（定足数及び表決数）

第 5 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれ会長の決するところによる。

（専門委員）

第 6 条例第 17 条に規定する専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

（部会及び部会長）

第 7 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

3 部会長は、その部会の会務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 部会は、部会長が招集する。

6 部会長は、部会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果について審議会に報告するものとする。

（意見の聴取）

第 8 会長は、協議に際し、必要がある場合は、その都度関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（幹事）

第 9 審議会に幹事を置く。

2 幹事は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（会議の公開）

第 10 審議会の会議は、公開で行うものとする。ただし、審議会の決定により一部非公開の取扱いとすることができる。

(庶務)

第11 審議会の庶務は、生活文化局都民生活部において処理する。

(雑則)

第12 この要綱に定めるもののほか、審議会及び部会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から施行する。

別表

政策企画局調整部長	福祉保健局高齢社会対策部長
総務局人事部長	福祉保健局少子社会対策部長
総務局人権部長	産業労働局雇用就業部長
財務局主計部長	教育庁教育政策担当部長
福祉保健局企画担当部長	警視庁総務部企画課長